

有機 JAS 認証を取得した生産者の皆様へ

鹿屋市では、環境に配慮した農業を推進することを目的に、有機農産物の生産者に対して有機 JAS 認証の取得に要する費用の一部を助成します。

新規認証料の支援

制度概要	有機 JAS 認証の新規取得に係る認証料の一部を補助 (※令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間に新規で取得した費用の補助)
対象者	鹿屋市内に住所又は事業所を有する以下の <u>農産物生産者</u> （ <u>食品加工は除く</u> ） 農業者、農事組合法人 農事組合法人以外の農地所有適格法人 特定農業団体、その他農業者の組織する団体
対象経費	新規認証申請料
補助率	定額（上限 1 万 5 千円）

認証手数料の支援（新規及び既存取得者）

制度概要	有機 JAS 認証の取得に係る費用の一部を補助 (※令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間に有機 JAS 認証ほ場面積を更新又は拡大した場合の取得費用の補助)
対象者	鹿屋市内に住所又は事業所を有する以下の <u>農産物生産者</u> （ <u>食品加工は除く</u> ） 農業者、農事組合法人 農事組合法人以外の農地所有適格法人 特定農業団体、その他農業者の組織する団体
対象経費	登録認証機関に対して直接支払う認証に係る手数料等（ただし、審査員の旅費、振込手数料、郵送料、申請書式集代、登録認証機関年会費、認証シール等は補助対象外）
補助率	1/2 以内（上限 個人：8 万 7 千円、法人・団体：17 万 5 千円）

※申請書等の詳細は裏面をご確認ください。

申請先：鹿屋市農林商工部農政課、各総合支所産業建設課

申請期間：随時（但し、令和 7 年 3 月 31 日（金）まで）



【問合せ先】

鹿屋市 農林商工部 農政課 生産振興係
TEL：0994-31-1117

申請に関するQ & A (R6. 6. 10 更新)

Q いつまでにJ A S認証を取得したほ場が対象となりますか？

A 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(金)の期間に取得したほ場が対象となります。

Q 有機J A S認証が取得できなかった場合、それまでにかかった費用は補助してもらえますか？

A 補助の対象となりません。

Q 年度中に複数回認証を受けた場合、申請は1回に限りますか？

A 回数制限は設けておりませんので、複数回申請は可能ですが、同一ほ場の申請は1回に限ります。なお、ほ場が異なる場合でも、支援額の上限内で交付します。

Q 国の環境保全型農業直接支払交付金等の補助を受けている場合、申請できますか？

A 申請は原則可能ですが、他の補助金の要件次第では併用ができない場合がありますので、事前に申請要件をご確認ください。なお、併用して申請する場合、既に補助を受けた額を除いて交付します。

Q 転換中のほ場は、申請できますか？

A 転換期間中のほ場であっても申請は可能ですが、協会等の認証機関が発行する有機J A S認証書を取得している場合に限り、申請が可能です。

Q 申請にはどのような書類が必要になりますか？

A 補助金申請書に加えて以下の資料が必要になります。

- ・ 認証機関が発行するJ A S認証の審査結果が分かる書類
- ・ 認証ほ場面積が分かる書類(有機J A S認証書に添付されている「ほ場面積一覧など」)
- ・ 認証手数料が分かる請求書等
- ・ 市税の滞納がないことを証明する書類

その他、必要に応じて書類を求める場合があります。
申請書類等詳しくは、市ホームページをご確認ください。

